

## 特別養護老人ホーム 居住費助成のご案内



ユニット型特養への  
入居を考えて  
みませんか？

要件に当てはまる方は  
お部屋代の一部が  
軽減されます。



### ※ユニット型特別養護老人ホームとは？

4人部屋を中心とした従来型とは異なり、ユニット型は10人程度のグループ（ユニット）で生活します。ユニット型は完全個室であるため、よりプライバシーが確保されやすいつくりとなっています。



# ●ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成とは？

ユニット型特別養護老人ホーム※に入居される方のうち、収入に対して利用料の負担割合が高くなるが見込まれる方に対し、居住費の一部を軽減します。

※ユニット型個室的多床室は除く

## 対象者

横浜市の介護保険被保険者で要介護認定を受けている方のうち、次の全ての要件に該当する方。

- 横浜市の介護保険料段階第5段階から第7段階相当(本人が市民税非課税者で同じ世帯に市民税課税者がいる者、または、本人が市民税課税者で本人の保険料算定所得金額が120万円未満)かつ、負担限度額認定または課税層に対する特例減額措置を受けていない者。
- 助成対象者の資産合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は資産合計額が1,500万円以下)。
- 助成対象者および配偶者が、次に定めるもの以外の不動産を所有していないこと。  
ア) 200㎡以下の居住用の土地 イ) 居住用の家屋
- 介護保険料を滞納していないこと。

## 助成額

日額 696円 (上限)

## 適用開始時期

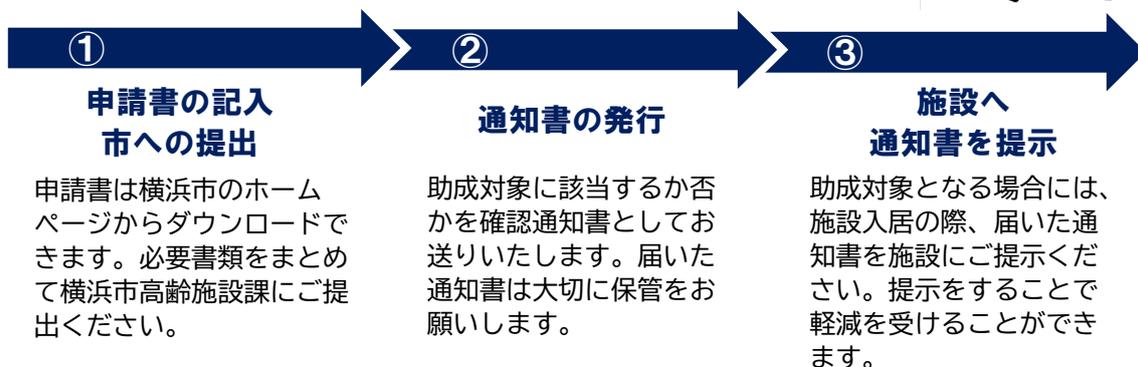
令和6年8月1日より

※

※令和6年9月末までに申し込みの場合。以降は申請月の初日より軽減開始となります。



## ●軽減を受けるまでの流れ



## ●よくあるご質問

Q1. 既にユニット型特別養護老人ホームに入居していても軽減を受けることができますか？

A. はい。要件を満たしていれば、軽減を受けることができます。

Q2. 軽減はどのように受けるのですか？

A. 居住費の請求額から、助成額が差し引かれることで軽減を受けることができます。

詳細は横浜市ホームページへ！

横浜市 施設のご案内



横浜市健康福祉局高齢施設課

☎045-671-3923 fax 045-641-6408

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

mail kf-tokuyou@city.yokohama.jp